

岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。トイレ、水分補給等の体調管理のため審議会場からの退室が必要な場合は、必要最小限の時間で傍聴席に着席願います。
- 2 自己都合により傍聴を中止する場合は、必ず事務局職員に伝達し中止後の傍聴は認められません。
- 3 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 4 携帯電話はマナーモードとし、その他の情報通信機器等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 5 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はできません。
- 6 静粛を旨とし、発言、私語その他審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 7 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは審議会場内には持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき・ゼッケン・腕章等は審議会場内で着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方その他、秩序を乱すおそれのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、審議会場での行為については、事務局職員に確認の上、指示に従うようお願いいたします。

※上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させることがあります。

岐阜地方最低賃金審議会